

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.51 2017/3/22

#### 1 ブラジル産鶏肉等の取扱いについて通知

3月21日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

今般、ブラジル政府から食肉検査の不正に関する事案が公表され、別添の施設が操業停止又は特別監査の対象とされた。

については、今後ブラジル産畜産食品の輸入届出があった場合には下記により対応するとともに、関係事業者の指導方よろしく願います。

なお、本措置については、ブラジル政府からの情報、輸入時検査の結果等により見直すことを申し添えます。

#### 記

1. 別添の施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリス等の畜産食品（以下「鶏肉等」という。）の輸入届出があった場合には、別途通知するまでの間、輸入手続を保留すること。

保留した届出の情報については、検疫所業務管理室を通じて輸入食品安全対策室に報告すること。

2. 別添以外の施設の鶏肉等の輸入届出があった場合には、輸入者毎、施設毎の初回届出について、官能検査を実施して衛生状況の確認を行うとともに、食肉にあってはサルモネラ属菌、食肉製品にあっては成分規格の検査を指導すること。なお、食肉からサルモネラが検出された場合には1と同様に当室に報告し、食肉製品が成分規格に適合しない場合には通常の手続に従い食品衛生法違反として処理すること。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000155988.pdf>